

**「鹿児島県立鴨池陸上競技場」及び「鹿児島県立鴨池野球場」の
常設広告に関する募集要項**

1 募集目的

鹿児島県では、県有施設を有効に活用し、歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、県と「鹿児島県立鴨池陸上競技場」及び「鹿児島県立鴨池野球場」の常設広告の空きスペースへの広告表示の希望者（以下、「広告主」という。）及びその仲介役を担う事業者による広告の提案を募集します。

2 対象施設

(1) 施設名称 鹿児島県立鴨池陸上競技場及び鹿児島県立鴨池野球場

(2) 所在地 鹿児島市与次郎二丁目2番2号

(3) 常設広告の設置場所等

ア 鹿児島県立鴨池陸上競技場（白波スタジアム）

イ 鹿児島県立鴨池野球場（平和リース球場）内野

ウ 鹿児島県立鴨池野球場（平和リース球場）外野

(4) 今回募集する設置場所

別紙「常設広告空きスペース」のとおり

(5) 施設概要

ア 鹿児島県立鴨池陸上競技場（白波スタジアム）

(ア) 昭和46年4月開所

(イ) 全天候型ウレタン舗装トラック

1周 400m, 8レーン

第一種公認競技場 IAAFクラス2

(ウ) 収容人数 約2万人

(エ) 年間入場者数 約21万人

イ 鹿児島県立鴨池野球場（平和リース球場）

(ア) 昭和46年4月開所

(イ) 両翼 98m, 中堅 122m

(ウ) 収容人数 約2万1千人

(エ) 年間入場者数 約17万人

(6) ホームページ

ア 鹿児島県立鴨池陸上競技場（白波スタジアム）

<http://www.pref.kagoshima.jp/bc10/kikan/taiku/shisetsu/>

[sisetu-rikujokyogijo.html](http://www.pref.kagoshima.jp/bc10/kikan/taiku/shisetsu/sisetu-rikujokyogijo.html)

イ 鹿児島県立鴨池野球場（平和リース球場）

<http://www.pref.kagoshima.jp/bc10/kikan/taiku/shisetsu/>

[sisetu-yakyujo.html](http://www.pref.kagoshima.jp/bc10/kikan/taiku/shisetsu/sisetu-yakyujo.html)

3 対象施設の稼働状況等

別添資料のとおり

4 提案内容

広告主に関する提案書については、次の項目について提案してください。なお、複数提案も可能ですが、各空きスペースごとに提案してください。

(1) 広告主名

ア 広告主として提案する企業名及び所在地・代表者名を記載してください。

イ 安定的な経営が見込める法人等であることが必要です。

(2) 希望する広告図案等

ア 提案する法人等が広告主に選ばれた場合に表示する図案を提案してください。

イ 県立鴨池陸上競技場及び県立鴨池野球場は、オープン以来、県民の誇りとなるスポーツ拠点施設として親しまれていますので、これまでのイメージが継続するような図案を提案してください。

ウ 表示文字等は企業名、商品目、商標及びキャッチフレーズとする。

エ 表示の方法は、ペイントにより直接壁面にクリーム色で表示する。(社)日本塗装工業会塗装用標準色見本F27-90B(3分つや)を基準とする。

オ 次の各号に該当しないこと。

(ア) 公序良俗を害するおそれがあるもの

(イ) 競技に支障を及ぼすおそれのあるもの

(ウ) 政治的、宗教的な主張を目的とするもの

(エ) その他、表示されることが不相当であると判断されるもの

(3) 希望する広告掲載期間

ア 1年、3年、5年間のいずれかを提案してください。

イ 許可された広告掲載期間満了後の掲載を引き続き希望する場合は、年度単位の更新ができるものとします。

(4) 広告の表示に当たっての条件

ア 競技・業務上の支障等、特に必要があると認めた場合においては、広告物を一時撤去又は遮蔽することがある。

(5) 応募資格

提案書を提出する者と広告主については、次の要件のいずれも満たす者である必要があります。

なお、広告主決定後に、広告主が当該要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなど広告主としてふさわしくないと認められるときは、広告主の決定を取り消し又は契約の解除をすることができるものとします。

ア 法人又は個人事業主であること

イ 鹿児島県内に本社や事業所を有する等本県との関わりが深い法人等であること

ウ 法令に違反するもの又は条例、規則に違反する業種を営む事業者でない者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類似する業種を営む事業者でない者

- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- カ 鹿児島県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において、指名停止の措置を受けていない者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でない者
- ク 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者又はその執行猶予期間が終わっていない者がいないこと
- ケ 県税、法人税、消費税等の税金を滞納していない者
- コ 次の（ア）から（ク）までのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （イ）役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- （ウ）暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- （エ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- （オ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- （カ）役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- （キ）役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- （ク）（ア）から（キ）までに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等
なお、上記コ中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- サ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、法令等に違反する行為を行っていないこと
- シ 法人に政治性、宗教性などがなく県の広告主として適当であると判断されるもの

5 広告の表示に係る使用料（以下「使用料」という。）

設置場所	単位	金額
鹿児島県立鳴池陸上競技場 （白波スタジアム）	1面（0.9m×10m）1年	207,460円
鹿児島県立鳴池野球場 （平和リース球場）内野	1面（1.5m×10m）1年	345,730円
鹿児島県立鳴池野球場 （平和リース球場）外野	1面（1.5m×10m）1年	565,730円

（注） 使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、1月に満たない期間があるときは、その月を1月として計算し、1件の使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

6 広告の表示に係る費用負担及び業務等

区 分	広告主	仲介者
広告の表示及び変更（広告図案の変更について許可された場合）	○	
使用料の支払い	○	※1
広告主への指導業務及び提出書類等の仲介業務		○
契約期間終了後の原状回復	○	※2
その他広告表示に係る契約の履行のために必要な事項	○	○

※1 使用料の納入期限内納付に関して、広告主への納入指導及び納付について責任を負うこととなります。

※2 契約期間終了後の原状回復については、仲介者も共同して原状回復の責任を負うこととなります。

7 使用料の納入

県の指定する日までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

8 広告代理店手数料

広告代理店手数料の1年当たりの額は、納入された使用料に契約年数に応じた次の率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

なお、広告代理店手数料は、広告料が支払われたことを確認の上、契約金額を広告代理店の業務完了後に一括して支払うものとする。

区分	契約期間内の手数料（新規）	当初期間満了後の手数料（更新時）
5年契約	20パーセント	4.3パーセント
3年契約	15パーセント	4.3パーセント
1年契約	10パーセント	4.3パーセント

9 提案書の提出方法等

(1) 募集期間

随時提案を受け付けています。

応募があった場合、提案書の提出をもって申込みのあった空きスペースの提案書の受付を一旦停止し、当該応募について審査します。当該提案書の審査中に更なる申込みがあった場合は、受付を保留し、次順位応募者として取り扱います。

なお、応募者が失格となるなど広告主が選定されなかった場合は、応募の受付を再開します。

(2) 提出書類

提案にあたっては、以下の書類を県へ提出してください。

ア 常設広告提案書（様式1）

（ 広告代理店等が申込みをする場合、上記アに加えて、以下の書類を提出してください。）

（イ） 広告主の同意書（様式1-1）

イ 常設広告の表示の希望者（広告主）の概要（様式2）

ウ 都市公園内行為許可申請書〔第6号様式（第6条関係）〕

エ 表示希望場所の図面

オ 広告内容のラフスケッチ

カ 広告主の申込みの日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務内容を明らかにする書類

キ 広告主の登記事項証明書（商業登記簿謄本）

ク 広告主の納税証明書

（ア） 法人税、消費税等について未納がないことの証明書

（イ） 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ 個人事業主にあつては、上記カからクに代えて「個人事業の開廃業届出書」、「個人事業税の事業開始等申告書」など個人事業主であることが、確認できる書類及び「確定申告」の写し

ただし、以下のいずれかを満たす者についてはカ、キ、クの提出を省略することができます。

（ア） 希望する広告掲載期間が1年以内の者。

（イ） 鹿児島県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る入札参加資格審査に合格していることが確認できる書類を提出する者。

（ウ） 株式上場を行っていることが確認できる書類を提出する者。

なお、審査に伴い、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 提出部数
正本 1 部

(4) 提出方法

提案書類一式を提出先に原則持参してください。

- ・ 受付時間は平日の 8 時30分～17時（12時～13時は除く）とします。
- ・ 郵送の場合，簡易書留によることとします。郵送中の事故について県は一切の責任を負いません。

(5) 提出及び問い合わせ先

鹿児島県総合体育センター総務課

〒890-0062 鹿児島市与次郎 1-4-20

電話 099-255-0146（直通）

FAX 099-255-0140

(6) 留意事項

- ・ 申請に要する経費は，全て提案者の負担とします。
- ・ 必要に応じ，追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 提出書類は，情報公開条例の規定に基づき開示されることがあります。ただし，個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は公開しません。

10 審査方法等

(1) 審査方法

提案書等の内容を審査した後，必要に応じてヒアリング及び提案内容の協議を行い，総合的に審査します。

(2) 審査基準

応募資格要件のほか広告図案が県民の誇りとなるスポーツ拠点施設である県立鴨池陸上競技場及び県立鴨池野球場のイメージを害するもの又は青少年の健全な育成を阻害する恐れがないか。

(3) 審査結果の通知

審査終了後，速やかに提案者に審査結果を通知します。

11 契約締結等

広告主に対する「許可証」の発行及び県と広告代理店の間で「常設広告仲介業務に係る契約」を締結します。

附則

この要項は，令和 2 年10月 1 日から適用する。

(様式1)

年 月 日

鹿児島県総合体育センター所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

鹿児島県立

鴨池陸上競技場
鴨池野球場(内野)
鴨池野球場(外野)

 広告主に関する提案について (提出)

このことについて、下記の書類を添付して提案します。

記

- 1 広告主の同意書
 - 2 常設広告の表示の希望者(広告主)の概要
 - 3 都市公園内行為許可申請書
 - 4 表示希望場所の図面
 - 5 広告内容のラフスケッチ
 - 6 財務諸表
 - 7 広告主の登記事項証明書
 - 8 広告主の納税証明書
- ※ 広告主が個人事業主の場合(上記6~8に代わる書類)
- ・ 個人事業の開廃業届出書, 個人事業税の事業開始等申告書など
 - ・ 確定申告の写し
- ※ 広告主が直接提案する場合は, 上記1を除く

<連絡先>

担当者名

電 話

F A X

メール

(様式 1 - 1)

同意書

年 月 日

鹿児島県総合体育センター所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

鹿児島県立

〔	鴨池陸上競技場	〕	広告主に関する提案書について、（広告仲介事業
	鴨池野球場(内野)		
	鴨池野球場(外野)		

者) の提出した提案内容に同意します。

(様式2)

広告主の概要

(年 月末現在)

法人(等)名	
代表者職氏名	
所在地等	〒 電話番号(代表)
設立年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
資本金(基本財産)	円
従業員(職員数)	名
業務内容	

※個人事業主にあつては、資本金(基本財産)の欄は、記入の必要はありません。

※会社概要等がわかるパンフレット等がありましたら、添付してください。

[第6号様式(第6条関係)]

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

鹿児島県総合体育センター所長 殿

申請者 住 所 〒

氏 名 _____ 印

TEL: _____

[法人にあっては主たる事務所の所在地, 名称, 代表者の氏名]

次のとおり都市公園内において, 下記行為を行いたいのので, 許可を申請します。

記

1 都市公園名	鴨池公園
2 公園の場所又は公園施設	<input type="checkbox"/> 県立鴨池野球場 内野壁 <input type="checkbox"/> 県立鴨池野球場 外野壁 <input type="checkbox"/> 県立鴨池陸上競技場壁
3 行為の目的	広告宣伝のため
4 行為の内容	広告の表示
5 行為の面積	<input type="checkbox"/> 縦1.5m×横10.0mの範囲 () 面 <input type="checkbox"/> 縦0.9m×横10.0mの範囲 () 面
6 行為の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで () 月・年間
7 都市公園の原状回復の方法	行為終了後, 直ちに消去して原状に回復します。
8 占用料又は使料	広告表示: () 円×() 面×() 年= () 円
9 その他必要事項	広告表示にあっては, 表示希望場所の図面及び広告内容のラフスケッチ(色彩が判るもの)を添付すること。